

# 毘沙門台東町内会自主防災会防災計画

令和4年4月1日作成

## 1 目的

この計画は、毘沙門台東町内会自主防災会規約第12条の規定に基づき、防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出・救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 衛生処理に関する事。
- (10) 警備に関する事。
- (11) 災害時要配慮者に関する事。
- (12) 一時避難場所に関する事。
- (13) 防災資機材+の備蓄及び管理に関する事。

## 3 自主防災会の編成及び任務分担

災害時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙1のとおり自主防災会の編成及び任務分担を定める。

## 4 防災訓練

地震等の発生に備えて、次の訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類  
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練
  - ア 情報収集受伝達訓練
  - イ 消火訓練
  - ウ 救出救護訓練
  - エ 避難誘導訓練
  - オ 給食訓練
  - カ 給水訓練
  - キ 地震動体験訓練
  - ク 煙体験訓練
  - ケ その他自主防災会長が必要と認める訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために図上において行うものをいう。

(5) 訓練の時期及び方法等

ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあっては、隨時実施する。

イ 実施時期については、自主防災会総会もしくは役員会に諮り決定する。

ウ 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

5 情報の収集伝達

- (1) 被害状況等を把握し、区災害対策本部及び防災機関等へ伝達並びに関係機関等との連絡調整
- (2) 二次災害の防止のための呼びかけ
- (3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震等時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止

ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用設備器具の点検整備と、その周辺の整理整頓  
イ 耐震自動消火付石油ストーブの普及・啓発  
ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理  
エ 避難時の電気ブレーカーの遮断  
オ その他建物等の落下、倒壊危険箇所の確認

(2) 初期消火

ア 家庭における消火器、水バケツの設置  
イ バケツリレー方式による消火活動の実践  
ウ 火災は、早期発見、素早い通報及び初期消火が大切なことから、大きな声で近所に知らせ協力を求めることがの徹底

7 救出・救護対策

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出・救護を必要とする者が出了たときは、自主防災会や家庭に備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

(2) 医療機関への搬送

救出・救護班は、応急処置をした後、負傷程度によっては付近の病院への搬送も考える。

(3) 負傷者の救出・救護が自主防災会では困難な場合、区災害対策本部や防災機関に救助を求める。

8 避難対策

(1) 避難の指示

ア 市災害対策本部（市長）からの避難指示が発令（市民への周知は、防災行政無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）されたとき、自主防災会長は、発令事項を住民に周知する

とともに、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部（市長）からの避難指示がない場合でも、自主防災会で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合は、その旨を区災害対策本部に報告する。

## (2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災会長の指示に従い、住民を別紙2に定める避難場所へ避難させる。

イ 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて、人員を確かめ災害時要配慮者に配慮した避難方法とし、避難誘導旗等を目印にして避難する。

## (3) 避難路の確認

ア 避難誘導班は、避難場所までの避難路をあらかじめ二以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

イ 避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険個所等の有無を確認しておく。

### ウ 避難経路

避難経路は、別紙3のとおりとし、その避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

## 9 給食・給水対策

- (1) 家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日1人3リットルを目安）等を3日分以上備蓄し、避難するときは備蓄品を携行する。
- (2) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

## 10 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- (1) 仮設トイレ用資材の確保とその設備、消毒。
- (2) 家庭での水洗便所が使用不能となった場合の対策を検討する。
- (3) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (4) 市による消毒作業の協力をする。

## 11 警備対策

災害時における周辺地域の状況（がけ崩れ等）を監視するとともに、防犯組合の協力を得て防犯警備を実施する。

## 12 防災知識の啓発活動

### (1) 啓発事項

- ア 自主防災会及び防災知識に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設（避難場所等）に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画（ビデオ）会等の開催
- ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示

(3) 実施時期

- ア 防災の日（9月1日）や防災週間中（8月30日～9月5日）
- イ 防災ボランティアの日（1月17日）や防災とボランティア週間中（1月15日～21日）
- ウ 春（3月1日～7日）と秋（11月9日～15日）の火災予防運動週間中
- エ 随時、計画を立て防災機関の指導を受けて実施

13 災害時要配慮者対策

災害時において、災害時要配慮者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、災害時要配慮者の把握に努め、その対策を検討する。

14 一時避難場所の運営

- (1) 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。
- (2) 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため（車の中、自宅の庭先等）、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

15 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状態を保つ。

16 台帳の整備

台帳の整備は、次により行い、毎年2月に見直しを行う。

(1) 自主防災組織台帳の整備

組織の世帯数、役員、防災訓練、研修会、後援会等の活動の状況や危険個所、避難地及び装備品などを年次ごとに記録する。また、年次ごとに人数や資機材などを点検及び見直しを行う。

(2) 災害時要配慮者台帳の整備

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に存在する災害時要配慮者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当者を決めたり、避難地や避難所での対応を考える上でも重要な台帳である。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力を得て作成する。また、プライバシーの確保については十分注意するようにする（別紙9）。